

提案書作成要領（プラスチック資源の選別・資源化業務委託（単価））

1 台東区の考え方

（1）基本的な考え方

本業務は、資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、台東区（以下「区」という。）が分別回収をしたプラスチック製容器包装、プラスチック使用製品、あわせ産廃プラスチック及びその他プラスチック等（以下「プラスチック資源」という。）を選別・資源化するものである。

区が達成すべき目的を十分に踏まえ、提案書を作成すること。

（2）プラスチック資源の処理に係る考え方

①プラスチック製容器包装

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）で対象としている容器包装のうち、プラスチック製のもの。

②プラスチック使用製品

プラスチックが使用されている製品。台東区では、①プラスチック製容器包装以外のプラスチック類で、すべてがプラスチックでできている製品をいう。（例：発泡スチロール、バケツ、CD・DVDのケース、ストロー、文房具、ハンガー、洗面器など）

③あわせ産廃プラスチック

プラスチック資源のうち、台東区一般廃棄物処理実施計画で規定した一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物であるプラスチックで、原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除き、袋に事業系有料ごみ処理券が貼付されているもの。（以下「あわせ産廃プラスチック」という。）

④その他プラスチック等

- ・上記、①②のうち、食品残渣や生ごみなどの汚れが付着しているプラスチック。
- ・①②③に該当しないもの。（例：金属部品を含むプラスチックや明らかにプラスチックでない不適物など）

⑤再資源化等

- ・再資源化等は、ケミカルリサイクル、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルをいう。
- ・プラスチック製容器包装の再資源化等については、容器包装リサイクル法で定める指定法人に委託し再資源化等を行う予定であるため、これを踏まえ提案すること。ただし、再資源化等について別の手法に関する提案があれば、提案を踏まえて協議のうえ変更することがある。

⑥搬入量について

- ・本業務に係る区が回収したプラスチック資源の想定搬入量は以下の通りである。

想定搬入量合計 1, 736, 000 kg

内訳	① プラスチック製容器包装	1, 406, 000 k g
	② プラスチック使用製品	138, 000 k g
	③ あわせ産廃プラスチック	64, 000 k g
	④ その他プラスチック等	128, 000 k g

※上記は予定数量のため、実際の数量には増減が生じる場合がある。

2 提出書類の概要

(1) 共通事項

提出書類の作成にあたっての共通事項
【すべての書類に共通の事項】 ・特に指定がある場合を除き、日本語を用いて、日本工業規格A4判用紙を縦置きに使用し、文章は横書きとすること。 ・文字サイズは、10ポイント以上とする。 ・下記の書類について、10部（※原本1部、コピー9部）を提出すること。 ・コピーには会社名、社章等、提案者が特定できる表示は一切しないこと。

書類の綴り方について
処理施設の許可証等 見積書 実施スケジュール 処理フロー図 企画提案書 業務の実施体制 同種業務実績書 鏡文 原本 1部 ※提出書類を1部ごとに重ね、左上をホチキスでとめること。 コピー 9部 ※提出書類を1部ごとに重ね、左上をホチキスでとめること。 ※会社名、社章等、提案者が特定できる表示は一切しないこと。

(2) 鑑文（様式5）

(3) 同種業務実績書（様式6）

- ・他の自治体を対象とした過去5年間の廃棄物及び資源化処理実績について記載すること。
- ・資源化処理実績は、相手方・実施年度・相手方から排出されたプラスチック製容器包装又はプラスチック使用製品の量・提案事業者が再資源化等処理した量について記載すること。

(4) 業務の実施体制（様式7）

- ・本業務に直接携わる責任者の氏名、保有資格・実績（経験年数）、雇用形態を明らかにすること。
- ・本業務に直接携わる従事者については、具体的な業務内容、人数、雇用形態を明らかにすること。

(5) 企画提案書（様式自由）

- ・「仕様書」及び本書項番1「台東区の考え方」の内容を踏まえ、企画提案書を作成すること。なお、以下①～④に記載する事項は必ず記載し、併せて「処理フロー図」（様式自由）を作成すること。
- ・「処理フロー図」及び将来的な対応を含め24ページ以内にまとめること。

①提案事業者について

- ・企業で行っている環境への取り組みについて記載すること。

②施設の能力及び資源化処理体制

- ・受入施設の処理能力（日量及、余力、本区委託業務に係る受入可能日量等）を明記すること。なお、根拠となる資料を添付すること。
- ・故障及びメンテナンス等で受入施設が使用不可能となった場合の対処法について提案すること。
- ・処理施設に係る危機管理・安全対策及び社員教育等の管理体制について記載すること。

③プラスチック資源の取扱い

- ・資源化について、処理の流れを「処理フロー図」（様式自由）を用いて明らかにすること。
- ・「処理フロー図」（様式自由）にはプラスチック資源の提供先（国内に限る）がある場合はその旨、明記すること。
- ・プラスチック資源が、具体的にどのように再資源化等されるかを示すこと。
- ・事業系プラスチックについても区のプラスチック分別回収の対象としているため、あわせ産廃プラスチックの取り扱いについて提案すること。
- ・プラスチック資源の選別に伴い発生するその他プラスチック等の取扱いについて提案すること。
- ・売却益がある場合は、算定方法について明示すること。

④将来的な対応

- ・令和9年度以降のプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の再資源化等については、容器包装リサイクル法で定める指定法人に委託し再資源化等を行う予定であるが、再資源化等の提案内容により手法を変更することがある。プラスチック使用製品の再資源化等の独自処理に関する考えがあれば提案することができる。
- ・プラスチック使用製品の再資源化等の独自処理に関する考えがあれば提案に関する「処理フロー図」（様式自由）も作成すること。
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条の再商品化に関する考えを提案内容に盛り込むこと。ただし、現段階では法律第33条の再商品化計画の策定に対する決定事項はない。また、再商品化計画を策定する場合でも、再商品化事業者の選定は別途実施する。

（6）実施スケジュール（自由様式）

- ・「プロポーザル評価結果書」による通知から搬入開始までのスケジュールについて作成すること。

（7）見積書（自由様式）

- ・令和9年度について見積書を作成すること。
- ・見積書はプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の再資源化等については、容器包装リサイクル法で定める指定法人に委託し再資源化等を行うことを前提に作成すること。なお、プラスチック使用製品の再資源化等を独自処理する提案をするときは提案に対する見積書を提出することができる。
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条の再商品化に関する見積書の作成は考え方を提案することから不要とする。
- ・令和9年度の見積額が委託目安金額を超えていても、当該応募を無効としない。

（8）処理施設の許可証等

- ・処理施設について①・②の事項を証明する許可証等を提出すること。
- ①処理施設が自社施設であることが判断できる登記簿謄本又は許可証等の写し。
- ②処理施設の許可証等の写し。処理施設に係る許可等を受けていない場合は、当該手続きに必要な申請書等の写し。

3 第二次審査での注意事項

（1）使用できる書類

- ・第二次審査で使用できる資料は、提出書類のみとする。（ヒアリング審査用に新たな資料の提出等は求めない。）
- ・説明者は会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないこと。